

Title	〔最高裁判事例研究 一〇四〕 不動産の任意競売の申立書に表示した債権の額と配当を受けうる金額 配当異議事件 (昭和四七年六月三〇日第二小法廷判決)
Sub Title	
Author	梶, 善夫(Toga, Yoshio)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1973
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.46, No.6 (1973. 6) ,p.114- 117
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19730615-0114

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔最高裁民訴事例研究 一〇四〕

昭四七 4 (最高民集二六卷
五号一—二頁)

不動産の任意競売の申立書に表示した債権の額と配当を受けうる金額

配当異議事件 (昭四七・六・三〇第一小法廷判決)

X (原告・被控訴人・被上告人) は、訴外A所有の宅地(一)二〇坪、(二)一五坪、(三)一八九坪、(四)一七六坪、建物(五)木造亜鉛メッキ鋼板葺二階建診療所一棟建坪六〇坪外二階六〇坪および木造三階建物置建坪九坪外二階九坪、(六)木造亜鉛メッキ鋼板葺二階建店舗兼居宅一棟建坪一八坪五合外二階六坪の各不動産につき根抵当権者である。Y (被告・控訴人・上告人) もまた右(一)ないし(四)の不動産につき根抵当権者である。(一)ないし(四)の宅地については、訴外Bが第一順位でありXが第二順位、Yが第三順位である。(五)はYが第一順位、Xが第二順位、(六)は訴外Cが第一順位、Xが第二順位となっている。

Xは、青森地方裁判所弘前支部に対し、昭和三四年七月二九日に(四)・(六)の建物につき、同年八月一九日に(一)ないし(四)の宅地につき根抵当権実行による競売を申し立てた。その被担保債権は貸金八〇〇万円とその遅延損害金であったが、Xの競売申立書の表示債権額は六〇〇万円と八〇〇万円に対する遅延損害金であった。ただし、後に右被担保債権全額につき配当を求める旨の計算書を提出した。しかし、競売裁判所は、Xに対し

する配当金を競売申立書記載の債権額に制限し、残金を次順位根抵当権者であるYに配当する旨の配当表を作成した。Xは、これを不服とし、Yを相手方として配当異議の訴を提起した。

第一審は、Xの主張を容れ、Yの配当を受けうる金額は競売申立にあつて記載した債権額を限度にすべきであるとの主張に対しては、競売法二四条二項三号が申立債権の記載を必要としているのは、「申立債権が如何なる債権であるか、その成立の原因を示し、特定の債権であることを表示するためのものに過ぎないのであるから、右記載の程度はこれを特定認識させる程度で足り債権額を限定するような意義は持つていないと解すべきであり、申立書に被担保債権の一部のみを記載し、競落期日までに残債権について計算書で増額補充して、その分についても不動産から優先弁済を受けることは可能であると解するのが相当である」として、Y控訴。

第二審も第一審判決を引用して控訴棄却。Y上告。

Yは、競売申立書に請求金額を明らかにする必要がある、配当もまたそれに拘束されるべきであることを主張した。なお他にも上告理由はあるが、本件判示事項に関係ある点のみをとりあげ、他の上告理由およびそれに対する判決理由は省略する。

最高裁は以下の如く判示して上告を棄却した。「原審の適法に確定した事実関係のもとにおいては、不動産の競売申立に際し、競売法二四条一

項三号により申立債権の表示が必要とされるのは、被担保債権がいかなる債権であるかを明らかにするためであるから、その表示の程度は、これを特定しうる程度で足り、申立債権の額の表示は、債権額を限定する意義を有するものではなく、したがって、Xは、その申立債権額に制限されることなく、これを超えて本件(一)ないし(四)の土地の競売代金からXの被担保債権につき配当を受けることができる旨の原審の判断は正当として是認するに足る。

判旨に賛成する。

一 本件の論点は、根抵当権実行としての不動産の任意競売における配当金は、競売申立書に表示した債権の額に制限せられるか否かにある。最高裁は、「不動産の任意競売の申立人は、被担保債権につき、申立書に表示した債権の額に制限されないで、競売代金から配当を受けることができる」旨判示した。

ところで、右論点に入る前に次のことが問題とならう。というのは、本件は、根抵当権実行としての不動産の任意競売の申立をなしたXが、競売申立書に表示した債権額は被担保債権の全額ではなく一部であった。それを後に変更し、増額し、全額につき配当を求め旨の計算書を提出したところ、競売裁判所は、これを認めず、申立額に制限して配当表を作成した。そこで、Xは、これに異議を申し立て本訴におよんだわけである。すなわち、本件は配当異議事件である。ところが、競売法による競売に民法の配当に関する規定が準用されるか否かは争いのあるところである。競売法による競売手続において、配当異議訴訟が認められるか否かの問題がまず解決

されなければならぬ。最高裁は、この点につき、すでに、「抵当権の実行による不動産競売手続において配当表が作成された場合、異議のある抵当権者は、抵当権者相互の抵当権の存否、順位、被担保債権の範囲、並びに競売手続において配当を受くべき金額等を主張して配当表に対する異議の訴訟を提起し得るものと解するを相当とする」と解している(二判昭三一・一一・三〇民集一〇卷二一号一四九五頁)。ただ、ここでは、紙效の關係もあり、この問題に立ち入ることはやめて、右判旨に賛成することを明らかにするとどめる。

二 根抵当権実行による不動産の任意競売における配当金は、競売申立書に表示した債権額に制限されるべきか否か。競売申立書に記載すべき事項の一つとして、競売法二四條二項三号は、「競売ノ原因タル事由」をあげている。この規定がどの程度の記載を要求しているかにつき、民法六四二條三號の如く一定の債権の表示を命じるものではないから競売申立書に債権額を明示する必要はないとする考え方と、競売の原因たる事由の明示を要求しているのは、担保せられた債権発生事実およびこれにより支払を受けたる額ならびにいくらを支払を受けるために競売申立をしたのかを明示することを命じたものだから債権の元本、利息の額を具体的に記載すべきであると考える方がある(昭和五年一月二九日法曹会決議・法曹会雜誌八卷八号二七頁、法曹会決議要録四一七頁)。いずれも、はつきりと配当金を受けける金額は、競売申立書に表示した債権額に限定されるともされないとも明言しているわけではない。しかし、申立書に表示した額に限定されるか否かは、競売法二四條二頁三號の解釈にかかつ

ており、申立書に表示する程度を緩やかに解するか、厳格に解するかにあるから、右二つの考え方のうち、前者は、申立書に表示した額に限定されないと解しうるであらうし、後者は、限定されると解するのが素直であらう。昭和五年の法曹会決議では後者を正当とした。しかし、昭和二年九月九日の法曹会決議では、競売申立における債権の表示は、満足を得ようとする債権を特定認識できる程度に表示すれば足り、売得金配当の基本とする債権の額については、各債権者から競落期日までに計算書によつてその債権の額を届け出ればよいとの決議をしている(法曹時報六卷一〇号二九六頁、法曹会決議要録一六八頁)。

戦前の下級審の判例に、競売申立書に記載すべき債権額は登録税法による課税の關係上、元本債権額の記載を要するとするものがある(昭二一・五・四盛岡地決・新報四七一号二八頁)。しかし、大審院は、「抵当権実行ニヨル競売申立ニ際シ申立債権ヲ表示スルハ被担保債権ノ如何ナル債権ナルヤヲ明カニスルニアリテ債権額ヲ限定スル意義ヲ有スルモノニ非ス」と解している(大昭昭二五・一二・二四・新聞四六五八号二三頁、法学一〇卷六六〇頁)。また、戦後の下級審判例に、「競売ノ原因タル事由」とは被担保債権額、これを特定するに足る債権発生事由及び抵当権の存在を意味する。この被担保債権の記載は、いかなる債権であるかを明にするための特定性を表示するだけの意味を有するものではなく、競売手続の進行過程において生ずることのある民事訴訟法第六七五条一項の判断をなすについての基準たるものである」と「競売ノ原因タル事由」として申立書に記載す

る被担保債権の意味を比較的厳格に解したものがあつた(福岡高決、昭三四・三・六下級民集一〇卷三号四四八頁)。しかし、右判例も「売得金交付の段階においては決定記載の債権額に拘束されないで、提出の計算書につき疎明書類を審査して交付すべき債権額を決定しうることはいうまでもない」と解している。

学説も前記大審院判決と同じ立場である。斎藤秀夫「競売法」(法律学全集、有斐閣)九五頁は、「競売申立に際シ申立債権を表示するのは、被担保債権のいかなる債権であるかを明らかにするため、その表示の程度は、これを特定認識し得る程度で足りる。債権額を限定する意義を有するものではない」とされる。かように解する理由として、日和崎氏は、任意競売には強制競売と異なり、ある程度債権者の任意性が保持されていることをあげておられる。本件第一審判決は、さらに、この点を詳しく述べ、申立書に表示した債権額に配当金を受けうる金額は限定されない理由を明らかにしている。私は、この見解に全面的に賛成したいと思うので、余計な手を加えるのはやめて、以下に引用しておく。「任意競売の場合には、債権者はもともと根抵当権または抵当権の効力の及ぶ範囲において被担保債権の消滅するまで担保物件の売却代金から弁済を受けることができるのであるから、右範囲内において、申立書には記載しない元本債権はもとより利息、損害金についても現存債権全額の支払を受け得る筋だからである。もつとも、根抵当権の場合、その被担保債権はその極度額の範囲内において基本契約に従つて貸付けられた債権の合計額であるに過ぎないけれども、利害関係人は登記等によ

つて自己の債権に優先する債権の限度は少くとも極度額まで変動増加する可能性のあることを認識する筈であり、また右限度額までの抵当権の対抗を受けることを覚悟すべきであるから、叙上のように解することによつて、利害関係人に不当に不利益を蒙らせるおそれはないといふべきである。なお、少額の一部債権によつて競売を申し立て、後に至つて計算書で残債権の優先弁済を求め得ると解すればY主張のように登録税通脱の問題を生ずることにはなるけれども、しかし登録税の通脱と債権の補充の許否とは次元を異にする問題である¹⁾。

三 申立書は債権額を限定するものではないことに異論はないとしても、それでは何時まで、残債権について計算書で増額補充できるのか問題となる。本件第一審判決は、これを競落期日までとしてゐる。前記昭和二九年法曹会決議も競落期日までに計算書をもつて届け出るべきとする。これに対し、斎藤教授は(前掲九五頁)、代金交付期日までとされている。また、裁判所によつては、配当期日の呼出状に、同期日の五日前までに債権の元金、利息、損害金、費用の各計算書の提出を求めているところもあるとのことである(日和崎後掲注²⁾)。強制競売の場合は、競落期日までに各債権者は自己の債権の元金、利息、費用その他付帯の債権の計算書を執行裁判所に差し出すべきことを規定している(民法六九二条一項)。競売法には、この点について規定がない。しかし、強制競売の規定に準じて、競落期日までと解するのが妥当であろう。強制競売の場合、配当手続との関係で、配当の対象となる金額が確定するのは競落期日

であるから、競落期日までに計算書を提出させることにしているわけである。任意競売に配当手続はないとの見解もあるが、現実に執行の競売がある場合、優先順位の権利者の被担保債権額を満足させ、なお余りがあれば配当手続を行なうべきである³⁾。そして、配当手続を行なうとすれば、強制競売の規定を準用すべきであろう。

ところで、本件は、第一審で計算書は競落期日までに提出すべき旨判示しているが、上告理由では、Xは競落期日までに計算書による増額補充のなかつたことを主張している。これに対し、最高裁は何も触れていない。Y主張の如き事実はなく第一審同様競落期日までと解しているのか、あるいは、代金交付期日までに計算書を提出すればよいと考えているのか疑問である。この点、若干疑問ではあるが、不動産の任意競売の申立人は、被担保債権につき、申立書に表示した債権の額に制限されないとの判旨は正当であるから、これには賛成する。

(1) 抵当権の実行による競売と配当異議訴訟の適否について、土井調査官の判例解説があり、そこに文献があげられている(最高裁判所判例解説 民事篇昭和三一年度二二一頁)。なお、昭和三一年以降の文献として斎藤秀夫「競売法」一八八頁、福永有利「抵当権実行のための競売手続における配当要求」小野木・斎藤選置記念「抵当権の実行」一六八頁などがある。

(2) 日和崎靖雄「不動産の任意競売の申立書記載の請求金額は、配当(代金交付)の段階で計算書により拡張することが許されるか」判タ一八二号一八〇頁、なお、大阪高判昭四四・六・二六判タ二三九号二四三頁参照。

(3) 斎藤・前掲一八八頁・一八九頁参照。判例も執行力ある正本による債権者の配当要求を認めている(大判昭八・一・二二民集二卷二七四六頁)。

梅 善夫